

【言渡日時・法廷】 平成19年7月19日午前11時30分 103号法廷

【事件番号・事件名】 平成16年（行ウ）第307号、同第314号
服務事故再発防止研修命令処分取消等請求事件

【当事者】 原告 星野直之他136名
被告 東京都

【担当部・裁判官】 民事19部（裁判長中西茂、蓮井俊治、本多幸嗣）

【主文】 1 原告らの請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告らの負担とする。

【事実及び理由の要旨】

第1 事案の要旨

都教委教育長は、平成15年10月23日、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について（通達）」を発出し、これに基づき、都立高校等の各校長は、同日以降、教職員に対し、学校行事等において国歌斉唱時に国旗に向かって起立し国歌を斉唱するように（又は国歌斉唱時にピアノ伴奏をするように）職務命令を発した。都立高校等の教職員である原告らは、同日以降行われた学校の周年行事、平成16年3月中に行われた卒業式及び同年4月中に行われた入学式において、上記職務命令に従わず、国歌斉唱時に起立せず、国歌を斉唱しなかった（又はピアノ伴奏をしなかった）ことから、都教委によって、懲戒処分（戒告又は減給）を受け、同処分を受けたことを理由として服務事故再発防止研修（本件各研修。原告ら全員に対して基本研修（本件基本研修）、原告らのうち2名に対しては基本研修の他に専門研修（本件専門研修））を受講することを命じられ、同研修を受講させられた。

原告らは、被告に対し、本件各研修の発令及び実施は、原告らの思想及び良心の自由等を侵害する違憲、違法なものであり、また、裁量権を逸脱、濫用した違法なものであり、これにより原告らは精神的苦痛を受けたとして、不法行為（国家賠償法）に基づく損害賠償請求として、慰謝料各1万円及び遅延損害金の支払

を求めた。

第2 主要な争点

1 本件各研修の発令、実施が、原告らの思想又は良心の自由、信教の自由を侵害したか

※ 原告らは、当初、本件各研修が違憲であるとする理由として、「都教委教育長の通達及び各校長の職務命令が違憲、違法であり、これに従わなかったことを理由とする各懲戒処分も違憲、違法であること」を挙げていたが、その後、その主張を撤回したため、本件では、上記通達、職務命令、懲戒処分が違憲、違法であることを前提とした判断はしない。

2 本件各研修が裁量を逸脱、濫用して実施されたか

第3 当裁判所の判断

1 争点1について

(1) 原告らが、学校行事等において国歌斉唱時に起立せず、国歌を斉唱しなかったのは、国歌や国旗が過去の我が国の歴史上や宗教上果たしてきた役割に係わる原告らの歴史観ないし世界観及びこれに由来する社会生活上の信念又は信教そのもの、あるいは国家の教育に対する関与のあり方に係わる原告らの教育観及びこれに由来する職業上の信念に基づくものである。このような考えを持つこと自体は、思想及び良心の自由あるいは信教の自由として保障される。

(2)ア しかし、原告らは、本件各研修の原因となった職務命令や懲戒処分、すなわち、学校行事等における国歌斉唱時に起立し、国歌を斉唱するという職務命令及びこれに従わなかったことを理由として行われた懲戒処分について、違憲性、違法性を主張せず、その有効性については争っていない。そうすると、本件各研修は、原告らが有効な職務命令に違反したために有効な懲戒処分が行われたことを原因として、有効な職務命令に違反する事態の再発防止を目的として、行われたというほかない。したがって、本件

各研修の発令が違法となる余地はなく、研修の発令の原因や目的の点において、本件各研修自体が憲法違反となることはない。本件各研修が、研修実施後に行われる学校行事等において発令されることが予想される職務命令（国歌斉唱時の起立、斉唱をすることを内容とするもの）違反がないようにすることを目的とすることは明らかであるが、原告らは本件各研修の原因となった職務命令が有効であることは争わないのであるから、研修実施後に発令される職務命令も当然に有効であり、そうであれば、研修実施後に発令される有効な職務命令に違反することがないようにすることを目的とする本件各研修が違法となる余地もない。

イ また、本件各研修の実施態様をみても、原告らの思想及び良心の自由や信教の自由が侵害されたとはいえない。

本件基本研修は、担当課長から、「教育公務員の服務義務と関係法令について」というレジュメに基づいて、地方公務員法の適用範囲、服務規定に係る条文の説明、服務事故の事例の説明、服務事故に対する処分の説明等が行われ、最後に、研修内容と所感についての報告書の作成が求められたものにすぎず、その記載内容についても特段の指示はなかったというのであるから、原告らの思想、良心、信仰について、表白が求められ、あるいはその思想等の変更が迫られた事実はない。

本件専門研修は、「説諭及び服務指導」として、約20分程度、懲戒処分理由、法令や職務命令に従う義務があることについての説諭が行われた後に、事例問題として、地方公務員法の説明や、服務事故の事例について説明が行われ、最後に、報告書の作成を求めたというものであり、専門研修を受講させられた2名の思想、良心、信仰の表白や変更を求めたものではない。

(3) 以上によれば、本件各研修の実施された内容が、原告らの思想及び良心の自由や信教の自由を侵害するものであったとは認められない。

2 争点2について

原告らは、①起立しなかったこと等は、服務事故再発防止研修が目的とするモラル向上や反省になじむ非行行為ではない、②原告らが懲戒処分の違憲性を争っているときに、本件各研修を発令、実施することは、原告らの懲戒処分の取消しを求める係争の利益を奪うのみならず、同一の事実を理由として二重の不利益を課すことにほかならない、③服務事故再発防止研修を定める実施要綱（本件実施要綱）は、服務事故を起こした教職員全員に平等に適用されてはいない、④本件各研修は、原告らに精神的苦痛を与える目的で実施された、などとして、本件各研修の発令及び実施が、都教委が有する裁量権を逸脱、濫用して行われた違法なものであると主張する。

しかし、①については、セクシャル・ハラスメントや体罰などの非行行為と、原告らが信念に基づいて国歌斉唱時に起立をしなかったという職務命令違反との間には差違がないとはいえないが、非行行為の差違によって適切な研修のあり方が異なってくることはあっても、職務命令違反の行為がある以上、その再発防止に向けた研修をすることが違法となるとは解されない。②については、懲戒処分の再発防止に向け、教育公務員としての自覚を促し、自己啓発に努め、モラルの向上を図ることを目的とする研修の発令、実施によって、懲戒処分を受けた教職員の係争の利益を奪われるとはいえないし、二重の不利益を課すことにもならない。③については、本件で非行とされた行為が、原告らの信条と密接に関連がある行為であることからすれば、原告らに対して本件実施要綱を適用することが差し控えられるべきであったとの主張にも理解し得る点はあるものの、これも原告らの非行行為に対しては再発防止研修を差し控えるという選択もあり得たというに止まるものであって、職務命令に従わなかった原告らに対して再発防止研修を行うことも選び得るのであるから、本件実施要綱を適用することが、裁量の逸脱や濫用となるとは解されない。④については、証拠上、本件各研修が、原告らに苦痛を与える目的で行われたものとは認められな

い。

以上によれば、本件各研修の実施方法等に裁量の逸脱、濫用は認められない。

- 3 以上のとおり、本件各研修の発令及び実施は、いずれも、思想及び良心の自由や信教の自由を侵害するものとは認められないから、原告らの請求は理由がない。